

舗装の性能規定試行工事

特記仕様書（案）

（新設舗装又は大規模修繕※１で性能規定する場合〔試行〕）

※１ 大規模修繕とは、打換（全層打換、舗装版打換）、切削オーバーレイ工事で工事延長２００ｍ以上連続するものとする。

舗装の性能規定試行工事特記仕様書（案）

（新設舗装・全層打換えで性能規定する場合〔試行〕）……………**※新全**
（舗装版打換え・切削オーバーレイで性能規定とする場合〔試行〕）……………**※舗切**

第 1 章 舗装の性能規定試行工事

第 1 条 適 用

この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第 2 条 性能を規定する対象範囲

- 1 本工事は、車道舗装の性能を規定した試行工事であり、舗装構造について受注者が発注者に舗装構造提案を行い、採否通知による採用を経て施工する工事である。

※新全

- 2 本工事の性能規定対象範囲は、〇〇から〇〇までの車道舗装構造の全ての部分とする。
【注：契約図書に標準的な舗装構造とその範囲を表示する。】

※舗切

- 2 本工事の性能規定対象範囲は、〇〇から〇〇までの車道舗装構造のうち〇〇の部分とする。【注：契約図書に標準的な舗装構造とその範囲を表示する。】
3 契約書第 1 8 条の条件変更が生じた場合は、変更後の条件によって標準的な舗装構造を変更するとともに、それに基づき請負代金額の変更を行うものとする。

第 3 条 舗装構造提案の範囲

本工事で受注者が行う舗装構造の提案範囲は、第 2 章第 1 0 条に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるものとする。なお、舗装構造提案に伴う工期延長の変更は範囲に含めないものとする。

第 4 条 舗装構造提案書の提出

- 1 受注者は、第 1 章第 3 条の舗装構造提案を行うものとし、次に掲げる事項を舗装構造提案書（様式－ 1 ～ 3）に記載し、発注者に提出しなければならない。
1）第 2 章舗装工（性能規定対象範囲）に示す性能指標の値に適合する舗装構造提案の内容及び提案理由

※新全

※舗切

- ①設定する性能指標及びその値
②性能を確保する施工範囲（区間等）

※新全

- ③舗装の設計期間
④舗装計画交通量
⑤路床の設計 CBR
⑥舗装構造提案における制約条件（構造設計の最大厚、最小厚さ等）

- 2) 舗装構造提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ①材料仕様（アスファルト混合物事前審査認定証、配合設計書、試験練結果報告書）
 - ②施工要領（施工順序、施工方法、施工機械）
 - ③施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）
- 3) 工業所有権等の排他的権利を含む舗装構造提案である場合その取扱いに関する事項
- 4) 舗装構造提案が採用された場合に留意すべき事項

- 2 受注者は、舗装構造提案による施工に対し、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）等を設定し、舗装構造提案書の提出と同時に、発注者に提出しなければならない。なお、施工管理のうち工程管理は、別途提出する施工計画書に記載すること。
- 3 発注者は、提出された舗装構造提案書に関する追加的な資料等の提出を受注者に求めることができる。
- 4 受注者は、第1章第3条の舗装構造提案を契約の締結日より、当該舗装構造提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出しなければならない。
- 5 舗装構造提案の提出に要するすべての費用は、受注者の負担とする。

第5条 舗装構造提案の審査

舗装構造提案の審査にあたり、発注者が設計図書に定める車道舗装の性能指標の値に適合させるための提案内容を審査するものとする。

第6条 舗装構造提案の採否等

- 1 発注者は、舗装構造提案の採否について、舗装構造提案の受領後14日以内に書面（様式-4）により、受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2 提出された舗装構造提案が適正と認められなかった場合の前項の通知は、その理由を付して行うものとする。なお、舗装構造提案が適正と認められなかった場合、受注者は舗装構造の再提案を行うものとする。再提案に要するすべての費用は、受注者の負担とする。
- 3 舗装構造提案が適正と認められた後、性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者が舗装構造提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、再提案に要する期間、採否の審査通知期間及び再提案の費用は協議するものとする。
- 4 受注者が舗装構造提案を行う前に性能規定範囲で契約書第18条の条件変更が生じ、標準的な舗装構造の訂正または変更が行われた場合において、受注者は変更後の条件に基づき舗装構造提案を行わなければならない。
- 5 受注者は、採用された舗装構造提案及びそれに伴って提出した施工管理（出来形管理及び品質管理）と別途提出する施工計画書に基づき施工するものとする。
- 6 双方の責任に帰することができない理由（不可抗力や予測することが不可能な理由等）により、工事の続行が不可能な場合においては、発注者と受注者の間で協議して定めるものとする。

※新全

7 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

- ・本区間においては、今後、舗装修繕工事や占用工事等が予定されており、道路管理上、道路利用者や沿道環境等へ及ぼす影響の大きい材料の使用や工法を前提とした舗装構造提案は採用しない（セメント安定処理、石灰安定処理、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、コンポジットまたはホワイトベース等）。

【※ただし、必要な場合のみ特記に追加し、打換時等において支障とならない場合には、適用条件としない】

- ・大粒径アスファルト混合物を提案する場合の等値換算係数の取り扱いは、設計図書の基層下端から上層部を1.0とし、基層下端から下層部を0.8とする。

- ・フルデプスアスファルト舗装工法の舗装構造提案は、道路管理上、計画高さに制限がある場合、地下埋設物の埋設位置が浅い場合、比較的地下水位の高い場合及び施工期間を短縮（応急復旧等）に寄与するものは採用できるものとする。

- ・表層、中間層（基層）の厚さは、表層は○cm、中間層（基層）は△cmとする。

- ・アスファルト安定処理を除く各層の路盤材の厚さは、5cmラウンドとする。

※舗切

7 本工事で受注者が行う舗装構造提案の適用は、以下のとおりとする。

- ・表層、中間層（基層）の厚さは、表層は○cm、中間層（基層）は△cmとする。

第7条 舗装構造提案の保護

舗装構造提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。但し、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。

第8条 責任の所在（舗装構造提案）

発注者が舗装構造提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

第2章 舗装工（性能規定対象範囲）

第9条 舗装の設計

受注者は、下記設計条件により第2章第10条に規定する性能指標の値に適合する舗装構造及び施工方法等を発注者に提案するものとする。

1) 設計は「舗装の構造に関する技術基準」によるものとする。

※新全

2) 舗装設計期間は α 年とする。

※舗切

2) 舗装計画交通量は〇〇台／日・方向以上とする。

※新全

3) 舗装計画交通量は〇〇台／日・方向以上とし、路床の設計CBRは〇〇とする。

第10条 車道舗装の性能指標及びその値

性能指標	施工直後の性能指標の値	試験方法	試験頻度
※新全 疲労破壊輪数	$35,000,000 \times \alpha \text{ 年} / 10$	第1章第4条2項に基づき提出された施工管理によって施工された場合は、性能指標の値に適合するものとみなす	—
塑性変形輪数	動的安定度で3,000回/mm以上 ただし、ポリマー改質アスファルトを使用する場合で、舗装計画交通量N6（交差点部）、N7（一般部）は、4,000回/mm以上とし、N7（交差点部）は5,000回/mm以上とする。	締固め度と動的安定度の回帰曲線から求める。「舗装性能評価法」のホイールトラッキング試験方法、「舗装調査・試験法便覧」のアスファルト混合物の密度試験方法。	品質管理基準の「現場密度の測定」の試験基準及び摘要と同じ
* 浸透水量	現場透水量試験で 1000ml/15秒以上	「舗装性能評価法」の現場透水量試験方法	1万㎡毎に 10回
平坦性	各車線毎に (σ)2.4mm以下	「舗装性能評価法」の舗装路面の平坦性測定方法（3mプロファイルメーター試験方法）	各車線毎に 全車線
** わだち掘れ量	—	舗装試験法便覧の横断プロファイルメーター試験方法または路面性状測定車による測定方法	各車線毎に 20m間隔で測定
*** 騒音値	舗装路面騒音測定車（車両登録番号を記載する）で各車線毎に測定（特殊タイヤ音）し全車線の平均値が89dB(LAeq)以下	舗装路面騒音測定車の測定方法（案）	—

*：排水性舗装の場合に記述

**：わだち掘れ量を規定する場合に記述

***：騒音値を規定する場合に記述

第 11 条 舗装施工直後の性能評価

- 1 受注者は、舗装施工直後に第 2 章第 10 条に規定する性能指標に関して測定を行いその結果を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項に基づき提出された性能指標の値について確認を行うものとする。
- 3 第 2 章第 10 条に規定する車道舗装の施工直後の性能指標の値に適合できなかった場合、発注者は受注者に必要な修補を行わせるものとする。

修補の方法は、受注者が発注者に提示し発注者は、現場条件等に照らして決定するものとする。なお、次の事項は性能保持対象外とする。

- ・交差点部（車の停止線から交差点内側の車道部分）
- ・路面標示部
- ・その他（橋面部、マンホール部等）

ただし、前述以外で明らかにやむを得ない事情がある場合、受注者は発注者と協議できるものとする。

第 12 条 性能規定範囲の施工管理等の実施

- 1 第 1 章第 6 条に基づき施工管理試験を、受注者の負担において実施し、その結果を監督職員に提出するものとする。
- 2 監督職員は、工事の施工管理が提案どおりに行われているかどうかの確認をするため、いつでも工事現場または、製造工場等に立ち入りできるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

第 13 条 性能の再評価

- 1 舗装施工直後の性能が第 2 章第 2 条の性能指標の値に適合せず機能回復処置を行った場合、受注者は再測定を行ない、その結果を発注者に提出するものとする。この場合測定に要する費用は、受注者の負担とする。
- 2 発注者は、前項で提出された性能指標の値について評価を行うものとする。

（排水性舗装路面騒音測定業務を工事に含める場合）

第 3 章 排水性舗装路面騒音測定調査

第 1 4 条 調査の目的

本調査は、本特記仕様書第 1 章第 2 条でいう性能規定対象区間の舗装完成時における舗装路面騒音測定車（以下「測定車」という）で騒音測定し、性能（騒音値）評価の値とするものである。

第 1 5 条 舗装路面騒音測定

騒音測定は、性能規定区間（ $L = \bigcirc \Delta \square m$ ）を測定車で各車線毎に測定し全車線の平均値を測定値とする。なお、測定方法は舗装路面騒音測定車の測定方法（案）による。

第 1 6 条 とりまとめ

調査結果をとりまとめ報告書を作成し工事完成時に提出するものとする。

様式－ 1

提出日：平成 年 月 日

舖裝構造提案書

分任支出負担行為担当官
 関東地方整備局
 ○○国道事務所長 殿

受注者
住所
氏名 印

特記仕様書第 条に基づき舗装構造提案書を提出します。

[illegible]

様式－２

番号	項目内容
(１) 構造提案の内容 【構造提案】・・・略図等	
(２) 提案理由	
(３) 構造提案の実施方法（材料仕様、施工要領、施工管理（出来形管理及び品質管理）の試験項目、頻度、試験方法及び管理基準値（規格値）を記入）	
(４) 品質保証の証明（品質保証書の添付等）	
(５) その他	

様式－３

番号		項目内容	
----	--	------	--

(１) 工業所有権等の排他的権利を含む構造提案である場合、 その取扱いに関する事項
--

(２) 構造提案が採用された場合に留意すべき事項（提案内容の公表に係る所見等）
--

号
平成 年 月 日

構造提案採否通知書

殿

分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
〇〇国道事務所長

特記仕様書第〇条「舗装構造提案書の提出」に基づき、平成 年 月 日付けで提出されました構造提案に対する審査結果を下記のとおり通知します。

工 事 件 名 ：		構造提案項目数 ：		
契約締結日 ：		採 用 項 目 数 ：		
		不 採 用 項 目 数 ：		
舗装構造提案に対する「採否」及び理由				
番号	項 目 内 容	採否の区分	採 否 の 理 由	特記事項

注）採否に関する問合せ先